

山元町教育振興基本計画策定委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を策定するため、山元町教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）教育振興基本計画の策定に関すること。
- （2）その他計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員8名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから山元町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- （1）PTA関係者
- （2）学校関係者
- （3）社会教育関係者
- （4）学識経験者
- （5）その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、教育振興基本計画の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営等に必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成27年〇月〇日から施行する。